

ナースステーションはな華

重要事項説明書

株式会社はな華

[令和8年6月1日 現在]

1 ナースステーションはな華の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ナースステーションはな華
所在地	名古屋市緑区大高町中ノ島 46 番地の 1
介護保険指定番号	訪問看護 (名古屋市 No. 2361490390)
	介護予防訪問看護 (名古屋市 No. 2361490390)
サービスを提供する対象地域	名古屋市緑区、南区、大府市、東海市

(2) 職員体制

	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	合計	備考(兼務)
管理者	看護師	名	1名	名	名	1名	看護職員と兼務
看護職員	看護師	1名	1名	1名	名	3名	管理者と兼務
	准看護師	名	名	名	名	名	
理学療法士	理学療法士	名	名	名	名	名	
作業療法士	作業療法士	名	名	名	名	名	

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供にあたる。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書を作成し、事業の提供にあたる。

2 運営の目的

ナースステーションはな華が行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という)が、要介護・要支援状態であり、主治医の医師が必要を認めた要介護者・要支援者に対して適正な事業の提供を目的とします。

また、事業を必要とするものが、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とします。

3 運営の方針

- ① 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護職員等は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

- ② 事業の提供にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 相談窓口（苦情申立窓口）

訪問看護サービスについて、ご不明の点や疑問、事業所が提供するサービスへの不満・苦情がございましたら、お気軽にご相談ください。相談窓口と管理者が責任をもって調査、改善させていただきます。

① ナースステーションはな華 窓口

連絡先 1：052-629-1787 (午前9時～午後6時まで)

緊急連絡先 2：090-6332-1007 (管理者携帯電話)

担当者 川瀬志歩

② 公的機関においても、苦情申し立てができます。

・ 緑区役所介護保険課 連絡先 : 052-625-3964

・ 国民健康保険団体連合会 連絡先 : 052-962-1221

・ 名古屋市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課 連絡先 : 052-959-3087

5 営業日

○実施、△応相談・緊急時のみ実施、×休業

	通常時間帯 9:00 ~18:00	早朝 6:00 ~8:00	夜間 18:00 ~22:00
平日(祝)	○	△	△
土・日	△	△	△

① 上記の時間以外に訪問看護・介護予防訪問看護が必要になった場合は、速やかに緊急訪問ができる体制を整えています。

② 時間帯により料金が異なります。

6 提供するサービス

訪問看護・介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

① サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいよう説明します。なお、ご不明な点につきましては、担当職員にご遠慮なく質問してください。

② サービス提供にあたっては、別紙訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書と介護サービス計画書・介護予防サービス計画書に基づき、利用者の機能維持・回復を図るよう適切に実施いたします。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護の提供に関しては、主治医の指示のもと行います。

- ④ 当事業所は、主治医に対し、訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書を提出します。

7 利用料金

- ① 「介護保険」・「医療保険」で利用料が異なります。

詳細は別紙料金表をご参照ください。

- ② 「加算」は介護保険・医療保険で利用料が異なります。

詳細は別紙料金表をご参照ください。

- ③ 死後の処置料は、実費一律 20,000 円とする

- ④ 交通費

通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収します。
なお、自動車を使用した場合は、次の金額をいただきます。

事業所より実施地域を超えた地点から、片道1キロメートルあたり 200円

- ⑤ 利用のサービス料金は、毎月20日前後に前月分の請求書をお渡しします。

8 同意事項

初回加算	同意する	同意しない
退院時共同指導加算	同意する	同意しない
長時間訪問看護加算	同意する	同意しない
複数名訪問加算	同意する	同意しない
看護・介護職員連携強化加算	同意する	同意しない
緊急時訪問看護加算	同意する	同意しない
特別管理加算Ⅰ	同意する	同意しない
特別管理加算Ⅱ	同意する	同意しない
ターミナルケア加算	同意する	同意しない
市町村への情報提供	同意する	同意しない
関連機関への情報提供	同意する	同意しない

9 介護職員等処遇改善加算

令和8年6月から介護職員等処遇改善加算を算定します。各単位に1.8%を乗じた単位数となります。

10 情報開示

事業所の概要・サービス内容等について、定期的に評価し改善すべき事項については見直しを行います。

また、利用者・家族より情報開示を求められた場合には提示致します。

1.1 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。責任者：管理者
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 介護相談員を受入れます。
- ⑥ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑦ 虐待防止委員会を設置し、虐待防止に関する指針を定めています。指針は虐待委員会にて随時見直しを行っています。

1.2 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人 または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行い身体拘束に関する担当者を選定しています。

身体拘束に関する担当者 身体拘束適正化委員：管理者

1.3 ハラスメントについて

当法人におけるハラスメントの防止に関する基本方針に従い業務に努めます。またサービス時に下記のような行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

- ① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

1.4 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合、その他緊急事態が生じた場合は必要に応じ臨時応急の手当てを行うとともに、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ速やかに連絡し適切な処置を医師の指示のもとおこないます。

主治	医療機関名		
	連絡先	〒	

医		TEL
ご 家 族	氏 名	
	連 絡 先	〒 TEL

1 5 その他運営についての留意事項

- ① 看護職員等の資質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備します。
採用時研修 採用後 1 カ月以内
継続研修 年 1 回
- ② 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ③ 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で無くなった後のおいてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容に含むものとします。
- ④ この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社はな華と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

訪問看護・介護予防訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて契約書、重要事項説明書およびサービス内容の説明を受け、本書を 2 通作成し署名押印の上、利用者と事業所各 1 通を保有するものとします。

事業者「ナースステーションはな華」と利用者およびその家族、利用者代理人は、本契約に定める義務を互いに協力しながら誠実に履行します。

契約締結日

令和 年 月 日

事業者

《 名 称 》 株式会社はな華

(ナースステーションはな華)

《 住 所 》 名古屋市緑区大高町字中ノ島 46 番地 1

《説明者氏名》

利用者

《 住 所 》

《 氏 名 》 印

代理人

《 住 所 》

《 氏 名 》 印